

平成25(2013)年度

東洋大学 自己点検・評価(案)

部門名 : 法務研究科 法務専攻(専門職)

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。
 S:方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。
 A:おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。
 B:方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。
 C:方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。
 ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないかのみが問われているため、

(1)理念・目的

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか	理念・目的の明確化	※1 研究科、専攻ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	・東洋大学専門職大学院学則	・法務研究科法務専攻(以下「法科大学院」という。)において、「人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的」を「東洋大学専門職大学院学則」に定めている。	A		
		2 研究科、各専攻の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。	・東洋大学専門職大学院学則	・法科大学院の目的は、学校教育法及び専門職大学院設置基準の目的と整合しており、法科大学院として適切であるといえる。	A		
		3 研究科、各専攻の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。	・「建学の精神」「大学の目的」 ・東洋大学専門職大学院学則 ・平成25年度東洋大学法科大学院履修要覧(2頁)	・法科大学院の目的は、建学の精神である「哲学すること」「ものの見方・考え方を身につける」「知徳兼全」「独立自活の精神」を根本としており、また、法科大学院の目指す方向性や達成すべき成果を明らかにしている。	A		
	実績や資源からみた理念・目的の適切性	4 研究科、各専攻の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。	東洋大学法科大学院ガイドブック2014	2012年度までに法科大学院の修了生50名が司法試験に合格している実績に鑑み、法曹養成という法科大学院の目的は適切である。	A		
	個性化への対応	5 研究科、各専攻の目的の中に、当該研究科、専攻の個性・特色を打ち出しているか。	・平成25年度東洋大学法科大学院履修要覧5頁 ・東洋大学法科大学院ホームページ	・法科大学院の目的は、「社会に生起する種々の問題に対し、広い関心と人権感覚を持ち、『国民の社会生活上の医師』として社会に貢献する法曹を養成する」ことを教育理念とし、この教育理念に基づき、「自己の専門分野を確立する能力及び新たな課題に挑戦する志を持つ法曹の養成」を教育目標としている点で、個性・特色を打ち出し設定されている。	A		
2)大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか	構成員に対する周知方法と有効性	6 教職員・学生が、研究科、各専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・平成25年度東洋大学法科大学院履修要覧5頁 ・東洋大学法科大学院ホームページ	・法科大学院の目的を、「法科大学院履修要覧」に記載して、学生及び教職員に配布している。 ・法科大学院の目的、教育目標は、ホームページに記載している。	A		
		研究科、各専攻の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。	・全授業担当者会議開催通知(平成25年3月6日発信) ・「東洋大学法科大学院の目指す法曹養成像実現に向けた授業運営について(お願い)」(平成25年3月6日発信)	・法科大学院の目的の周知方法の有効性については、教授会・執行部会・入試委員会・全授業担当者会議等で随時検証を行い、改善を図っている。	A		
	社会への公表方法	7 受験生を含む社会一般が、研究科、専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・東洋大学法科大学院ガイドブック2014 ・東洋大学法科大学院ホームページ	・「東洋大学法科大学院ガイドブック」では、法科大学院の「人材の養成に関する目的」を明確かつ分かりやすい文章で記載している。 ・法科大学院の目的は、法科大学院のホームページに記載している。	A		
3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか	8 研究科、各専攻の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	・自己点検・評価報告書	・法科大学院の目的の適切性について、教授会・執行部会・教務委員会・自己点検・評価委員会等で随時検討し改善を図っている。	A			

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。
 S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。
 A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。
 B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。
 C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。
 ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないかのみが問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」を付すこととする。

(3) 教員・教員組織

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方針	改善時期
1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか	教員に求める能力・資質等の明確化	13	教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	・東洋大学法科大学院教員資格審査規程	・「東洋大学法科大学院教員資格審査規程」にしたがって、人事資格審査委員会を通して、法科大学院の全専任教員に周知している。	A		
	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化	14	組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。	・東洋大学専門職大学院学則および東洋大学法科大学院FD会議規則	・法科大学院内の各委員会およびFD会議が設置され、定期的に委員会を実施し、その結果を教授会に報告するなど、教員間の連携体制は十分にとられている。	A		
	教員構成の明確化	15	教員組織の編制方針を明確に定めているか。	・専門職大学院設置基準 ・東洋大学専門職大学院学則	・理論と実務の架橋を目的とする法科大学院では、教員組織の編成について、法律基本科目についての一定数の専任教員と一定数の実務家専任教員が、設置基準において要求されている。	A		
2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか	編制方針に沿った教員組織の整備	※16	大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足しているか。	・専門職大学院設置基準 ・東洋大学法科大学院ガイドブック2014	・充足している。 ・本学は専任教員10名、みなし専任教員6名であるが、設置基準上は、みなし教員は2名までのカウントとなる。したがって、専任教員10名とみなし専任教員2名によって、最低限の人数である12名で設置基準をクリアしている。	A		
		※17	研究指導教員の2/3は教授となっているか。	・東洋大学法科大学院ガイドブック2014 ・東洋大学法科大学院ホームページ	・2/3以上が教授である。	A		
		18	教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。	・東洋大学法科大学院ガイドブック2014 ・東洋大学法科大学院ホームページ	・専門職大学院設置基準に従って、研究者・実務家教員のバランスおよび年齢構成上のバランスのとれた組織編成を行っている。	A		
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備	19	専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	東洋大学法科大学院教員資格審査規程	・「東洋大学法科大学院教員資格審査規程」により、研究者は、研究業績および教育業績によって、実務家は法曹としての実務経験によって、人事・資格審査委員会の審議を経て教授会において審議している。	A		
	研究科担当教員の資格の明確化と適正配置(院・専院)	20	研究科の科目担当および研究指導担当の資格が明確化されているか。	・東洋大学法科大学院教員資格審査規程	・東洋大学法科大学院教員資格審査規程に明確化されている。	A		
3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化	21	教員の採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。	・東洋大学法科大学院教員資格審査規程 ・東洋大学法科大学院教員の採用及び昇格手続きに関する規程	・東洋大学法科大学院教員資格審査委員会規程に基づく手が明確化されている。	A		
	規程等に従った適切な教員人事	22	教員の採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。	・東洋大学法科大学院教員資格審査規程 ・東洋大学法科大学院教員の採用及び昇格手続きに関する規程 ・東洋大学法科大学院人事・資格審査委員会規程	・人事資格審査委員会による審議に基づき教授会による承認という手続を遵守している。	A		

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。
 S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。
 A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。
 B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。
 C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。
 ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないのみが問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」を付すこととする。

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか	ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性	23	研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	・東洋大学法科大学院FD会議規則	・全体FD会議および各系(民事系・刑事系・公法系)に分かれた系別FD会議を定期的開催している。	A		
	教員の教育研究活動等の評価の実施	24	教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。	・全体FD会議記録 ・自己点検・評価報告書	・教育活動については、上記FD活動以外に、年に2回、授業参観週間を設定し、全教員が授業参観を行い、その成果を文書で報告し、かつその内容をFD全体会議において議論している。 ・研究活動については東洋大学法科大学院紀要(「白山法学」)の刊行を年に1度実施している。	A		

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。
 S:方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。
 A:おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。
 B:方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。
 C:方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。
 ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないのみが問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」を付すこととする。

(5) 学生の受け入れ

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 学生の受け入れ方針を明示しているか	求める学生像の明示	※25 アドミッション・ポリシーを設定しているか。	東洋大学法科大学院ガイドブック2014(26頁)、法科大学院入試要項2014(1頁)、ホームページ	・アドミッション・ポリシーを定め、ホームページに掲載している。	A		
		26 アドミッション・ポリシーは、研究科、各専攻の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準等を明らかにしているか。	東洋大学法科大学院ガイドブック2014(26頁)、法科大学院入試要項2014(1頁)、ホームページ	・アドミッション・ポリシーは法科大学院の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。	A		
	当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示	27 受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	東洋大学法科大学院ガイドブック2014(26頁)、法科大学院入試要項2014(1頁)、ホームページ	・アドミッション・ポリシーはガイドブック及び入試要項に記載されている。ホームページに記載されている教育理念・目的の中にアドミッション・ポリシーが記載されている。	B		
2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学を選抜を行っているか	学生募集方法、入学者選抜方法の適切性	28 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。	東洋大学法科大学院ガイドブック2014(26頁)、法科大学院入試要項2014(1頁)	・募集人員、選考方法を、ガイドブック、入学試験要項にて受験生に明示している。	A		
		29 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。	東洋大学法科大学院ガイドブック2014(26頁)、法科大学院入試要項2014(1頁)	・入学試験は一般入試のみであるが、A日程、B日程及びC日程の3回行っている。	A		
	入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性	30 学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。	・法科大学院教授会規程 ・入試委員会規程	・法科大学院教授会、入試委員会が連携して、学生募集、選抜を実施している。	A		
		※31 一般入試、学内推薦入試、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。	・入学試験統計	・法科大学院の入試において、募集定員の2倍以上の学生は入学していない。	A		
32 アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。	東洋大学法科大学院ガイドブック2014(25-26頁)、法科大学院入試要項2014(1-3頁)	・入試方式や募集人員、選考方法はアドミッション・ポリシーに従って設定している。	A				

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。
 S:方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。
 A:おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。
 B:方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。
 C:方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。
 ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないのみが問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」を付すこととする。

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
2)学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学選抜を行っているか	入学選抜において透明性を確保するための措置の適切性	33 研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が、博士前期(修士)課程で0.50~2.00、博士後期(博士)課程で0.33~2.00の範囲となっているか。		・法科大学院にとって、評価基準は適当でないが、現在は0.24(29名÷120名)のため、適切な比率とはいえない。	C	・検討した結果、平成26年度から入学定員を40名から20名に変更した。	
		※34 部局化された大学院研究科や独立大学院(※)における、収容定員に対する在籍学生数比率が、0.90~1.25の範囲となっているか。 ※福祉社会デザイン研究科、学際・融合研究科、法務研究科	・入学試験統計	・収容定員(120名)、在籍者29名 収容定員に対する在籍学生数比率0.241 *収容定員=平成23~25年度入学定員40名	C	・在学生の満足度を高め、かつ司法試験合格者を増加させるために、学習指導体制を強化するとともに、奨学金制度を強化・拡充した。 ・上記の実質化を進めるとともに、法科大学院の特長及び実績を広くPRする。	
	35 定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応	・法科大学院教授会議事録	・法科大学院教授会において、定員の見直しを含めて定員未充足に関する検討を行い、平成26年度から入学定員を20名、収容定員を60名とすることを決定した。	A			
4)学生募集および入学選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか		36 アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。	・教授会議事録 ・自己点検・評価報告書	・1年に1回自己点検・評価報告書とりまとめの中で検証している。 ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つのポリシーを確立した。	A		
		37 学生募集および入学選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	・法科大学院教授会議事録 ・入試委員会議事録	・法科大学院教授会、入試委員会において、毎年度入試方式、選抜方法の検証・検討を行っている。	A		

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。
 S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。
 A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。
 B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。
 C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。
 ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないのみが問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」を付すこととする。

(11) その他

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。	哲学教育	62 教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。	・東洋大学法科大学院ガイドブック2014 (4頁)	・創立者井上円了博士の説く「哲学」の内容である因習等にとらわれない「合理的なものの見方、考え方」を修得し、社会に貢献できる「社会生活上の医師」としての法曹養成を目指している。 ・関連科目として、「法哲学・法思想史」をカリキュラムに配置している。	B		
	国際化	63 教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。	・東洋大学専門職大学院学則 別表	・法科大学院のカリキュラム上、国際化に関わる科目は「実務英文契約の法理」、「外国法(英米法・独法・仏法)」、「国際取引法」である。科目数は少ないが、法科大学院の目的が、「社会生活上の医師」としての法曹の養成であることを考えれば、国際化について最大限の努力をしていると評価できる。	B		
	キャリア教育	64 教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。	・東洋大学専門職大学院学則 ・東洋大学法科大学院ガイドブック2014 (12頁)	・法科大学院が専門職大学院であることから、教育・研究においてはキャリア教育という観点配慮されている。教室から現場へ、弁護士の日常活動を間近に見ながら、社会における法律の有り様や、事件処理のダイナミズムを実感できる「臨床科目」が、キャリア教育の観点での代表的な科目である。	A		
2) 研究科・専攻独自の評価項目①	学生からの提案・意見等を評価するシステムの構築	65 学生からの意見を受け入れる体制の整備し、学生からの提案・意見等を客観的に評価し、教育・学生指導体制に反映した体制を取っているか	・教授会議事録 ・自己点検・評価報告書 ・大学院生の学習状況および生活実態調査	・学生からの提案・意見等を受け入れるための常置の「提案箱」制度を取っている。教務課事務局前の学生への配布資料置場に「提案箱」というポストボックスを備え置き、提案を受け入れている。「提案箱」は、学生生活委員会が所掌し、毎月開封し、適宜、提案等の内容に相応する委員会に回付するとともに、教授会において原本コピーを開示し、検討するとともに改善状況を状況を報告している。また、投書された提案要旨と対応の結果は掲示板に掲示される。提案箱への提案が授業等の改善に役立つことも少なくない。この提案箱制度は、第三者評価においても評価を得ている。また、年1回、法科大学院学生の学習状況および生活実態の調査を行い、学生の生活・学習の状況を把握するとともに、そのアンケート結果を教授会において検討し、学生の学習状況についての情報を教員が共有し、教育学習指導体制の改善に反映させるとともに、学生への指導に役立てている。	S		
3) 研究科・専攻独自の評価項目②	きめ細かな学生指導	66 少人数制の長所を利用してきめ細かな学生指導を行っているか。	・東洋大学法科大学院ガイドブック2014 (7頁)	・指導教員制度をもとにして、学習カルテおよび総合所見を作成し、学生の学力診断を行うなど、きめ細かな学生指導を行っている。	S		